

実 務 事 例

分類	通勤手当	作成年月日	平成 27 年 8 月 11 日
表題	通勤手当の高速道路使用の認定要件について		
内容	<p>① 事務処理内容</p> <p>通勤手当の高速道路使用認定を行う上で、認定に係る要件(給与旅費事務担当者説明会資料等に記載されている要件)を満たすか、満たさないか判断しづらい通勤手当認定</p> <p>※資料参照 「該当確認は、ア、イ、ウ及びエの順に行うものとする。」 ア～エの要件に優先順位はないとのこと</p> <p>② 問題点や苦労したこと (間違いなどで指摘されたこと)</p> <p>給与旅費事務担当者説明会資料等に記載されている要件を満たすか、満たさないか際どい認定だったため、公的資料等を参照し通勤時間や高速道路を使用することで短縮される時間等を割り出すのに苦労した。</p> <p>③ 実際やったこと、工夫したこと (訂正したこと)</p> <p>認定について学校人事課に協議を依頼しようとしたところ、共同実施の判断に委ねるとの回答があった。</p>		
添付書類	給与旅費事務担当者説明会資料の該当箇所のまとめ		
感想	通勤手当の高速道路利用の認定を初めて行った、公的資料での確認や共同実施・学校人事課への確認等行った。大変勉強になった。自分の知識として次回の認定に役立てたい。		

※ 分類は、給与手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等

* 別添資料 給与旅費事務担当者説明会資料の該当箇所のまとめ

⑨ 高速自動車国道等有料の道路を利用する場合の取扱いについて

次に掲げる要件のいずれかを満たすことが確認できる場合に認定するものとする。

ただし、当該確認は、ア、イ、ウ及びエの順に行うものとする。

ア 次の i 及び ii をともに満たすもの

i 有料の高速自動車国道等を利用しない場合の通勤距離が60km以上となるもの又は有料の高速自動車国道等を利用しない場合の通勤時間が 90分以上で、次により算定する有料の高速自動車国道等を利用しない場合の換算時間が90分以上となるもの

○ 無料の高速自動車国道等を利用する区間以外の区間にあっては、当該区間の距離38kmにつき60分として換算した時間

○ 無料の高速自動車国道等を利用する区間にあっては、当該区間の距離を道路交通法第22条第1項に規定する最高速度により当該区間を走行したものとして換算した時間

※ 「無料の高速自動車国道等の区間」とは、県内においては次の区間をいう。

- ・ 南九州西回り自動車道(日奈久インター～芦北インター)
- ・ 熊本天草幹線道路(米の山インター～上津浦インター)

ii i の換算時間から、次により算定する有料の高速自動車国道等を利用した場合の換算時間を差し引いた時間が30分以上となるもの

○ 高速自動車国道等(有料か否かは問わない。)を利用する区間にあっては、当該区間の距離を道路交通法第22条第1項に規定する最高速度により走行したものとして換算した時間

○ 高速自動車国道等(有料か否かは問わない。)を利用する区間以外の区間にあっては、当該区間の距離38kmにつき60分として換算した時間

イ 前号ア中「当該区間の距離38km」を「熊本市内の区間を距離19kmにつき60分、他の区間を距離40km」に読み替えた場合に、前号アの i 及び ii をともに満たすもの

※ 「熊本市内」とは、平成19年10月25日時点の熊本市を指す。(旧富合町、旧城南町及び旧植木町の区域は「熊本市内」には含まれない。)

ウ 次の i 及び ii をともに満たすもの

i 公的資料(道路時刻表等)に基づき算定する有料の高速自動車国道等を利用しない場合の通勤時間が90分以上となるもの

ii i の通勤時間から、公的資料(道路時刻表等)に基づき算定する有料の高速自動車国道等を利用した場合の通勤時間を差し引いた時間が30分以上となるもの

エ 前号ウ中「公的資料(道路時刻表等)に基づき」を「実測により」に読み替えた場合に、前号ウの i 及び ii をともに満たすもの